

1 監査等の種類 定期監査及び行政監査

2 監査の対象 環境部  
令和7年度4月～8月分 必要に応じて令和6年度分

3 監査の着眼点 令和7年度 一般・特別会計定期監査及び行政監査実施計画  
(以下「実施計画」という。)に定める着眼点による

4 監査の実施場所 実施計画に定める実施場所

5 監査の日程 令和7年10月1日～令和7年11月18日

6 監査の結果  
岐阜市監査基準に準拠し監査を実施したところ、次のような事項が見受けられたので、改善に努めるとともに、検討されたい。  
上記の事項以外については、おおむね適正に処理されているものと認められた。  
なお、軽微な事項については、別途指示した。

#### [指摘事項]

##### (1) 未収金の回収について

ア し尿処理手数料の過年度未収金は、前年度末と比較して23件、39,110円の減であり、令和7年8月末現在では、388件、545,120円である。

まちを美しくする条例過料の過年度未収金は、前年度末と変わらず、令和7年8月末現在では、8件、16,000円である。

今後とも、現年度未収金の早期回収を図ることで過年度未収金の発生を抑制するとともに、過年度未収金の早期回収に努められたい。

イ 延滞金の過年度未収金は、前年度末と比較して520,000円の減であり、令和7年8月末現在では、10,708,763円である。

産業廃棄物不法投棄弁償金の過年度未収金は、前年度末と比較して50,000円の減であり、令和7年8月末現在では、6,634,690,244円である。

廃液等撤去処理費用弁償金の過年度未収金は、前年度末と変わらず、令和7年8月末現在では、15,101,900円である。

未収金の回収に努められたい。

##### (2) 適正な事務執行について

ア 全国及び県内自治体において、放送法に基づくNHK放送受信契約が未締結であり、受信料の未払があった案件の報道を受け、令和7年4月に行政部

管財課が受信契約に係る調査をしたところ、NHK放送受信料の対象と指摘されたゼロカーボンシティ推進課の携帯電話1台分(平成26年9月から令和7年4月まで未締結)及び環境保全課のカーナビ1台分(平成30年11月から令和7年4月まで未締結)の受信料が8月に支払われていた。

イ 岐阜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第6条第2項は、し尿処理手数料の額は別表第1のとおりとする旨規定しており、別表第1では、し尿処理手数料は「一般世帯及びこれに準ずるもの」は定額制とし、世帯員1人1回につき320円とする旨規定している。

また、岐阜市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第4条第4項は「し尿処理手数料の算定基礎となる人員は、1月の初日(以下「基準日」という。)現在の世帯員をもって算定する。ただし、その基準日後に人員の増減があった場合には、第5条の規定に基づき増減の属する期の次の期から当該人員により算定する。」と規定しており、同規則第5条は、1年を6期に分け、し尿処理手数料納入通知書を発行し徴収する旨規定している。

し尿処理手数料を定額制で徴収されていた世帯Aは、平成28年に妻の死亡のため、世帯人員を2人から1人に変更し、平成28年度第3期分(6、7月分)から令和6年度第3期分(6、7月分)までは、1人世帯として適正に手数料320円を徴収されていた。

しかしながら、環境二課(現環境事業課)職員が令和6年9月に行った衛生手数料徴収システムの当該世帯にかかる変更履歴の整理の際に、世帯人員の変更履歴を誤って削除した結果、令和6年度第4期分(8、9月分)のし尿処理手数料が世帯人員2人で算定され、320円過大である640円で口座振替にて10月31日に徴収されていた。

今後は、放送法並びに岐阜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び同規則を遵守し、適正な事務執行に努められたい。

### (3) 公用車の後退時における降車及び誘導の徹底について

令和6年4月から令和7年8月までの間に、公用車の後退時における事故が4件発生し、そのうち2件は、職員が同乗していたが、降車及び誘導をしていなかった。

後退時に降車及び誘導をするなど、安全確認の徹底について指導されたい。

#### (4) 事故の防止について

令和7年8月20日、粗大ごみ搬出のため南部粗大ごみ自己搬入施設を訪れた利用者が、車両後部から粗大ごみを降ろす際に、職員が手伝おうとしたところ、想定より長尺の重量物であったことからバランスを崩し、利用者の車両が損傷する事故が発生した。

今後は、事故が起こらないよう安全管理を徹底されたい。

#### [意見事項]

##### (1) 適正な事務執行について

令和5年度に実施した定期監査及び行政監査における意見事項として、環境一課の2台の車両管理簿において、現在の車検期間及び自賠責保険期間の記載が誤っており、また、掛洞プラントの1台の車両管理簿において、現在の共済期間の記載が漏れていたため、確実に対応するよう指導した。

これに対して、指導後、直ちに記載漏れを修正したとの報告があり、令和5年度分については適切に記載されていた。しかし、環境事業課の車両管理簿において、75台全ては現在の共済期間の記載、また、1台は現在の自賠責保険期間の記載が誤っていた。

以上のことから、監査で指示された事項について、確実に対応されたい。

##### (2) 交通事故の防止について

令和6年4月から令和7年8月までの間に、公用車の事故が14件発生した。前回の定期監査における報告件数(12件)よりも増加しており、交通事故の防止について、より一層の指導徹底を図られたい。